

第 21 期第 39 回神奈川県内水面漁場管理委員会議事録

日 時 令和 6 年 5 月 24 日（金）午後 1 時 55 分から午後 2 時 45 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 9 階 「議会第 8 会議室」

議 題

1 協議事項

- (1) 令和 5 年度増殖実績及び令和 6 年度目標増殖量等について
(相模川漁連、湯河原観光漁協) (資料 1-1～1-3)
- (2) 多摩川におけるしじみ採捕の承認について (資料 2)

2 報告事項

- (1) 多摩川におけるしじみ採捕の承認に係る実施結果報告について (資料 3)
- (2) 令和 6 年のアユの遡上状況について (資料 4-1、4-2)

3 その他

- (1) 令和 6 年 8 月の委員会開催日程について
- (2) その他

出席者

- ・ 委 員 漁業者委員 篠本幸彦、萩原季、平田英二、細川孝、本多菊男
遊漁者委員 長塚 徳男、東 知憲
学識経験委員 安藤 隆、井貫 晴介、津谷 信一郎
- ・ 事務局 山本事務局長、荒井事務局長代理、竹村主事、河野主事
- ・ 県水産課 原担当課長、照井 GL、相澤副技幹、中川技師

議 事

山本事務局長

それではこれより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況について御報告いたします。本日は10名中10名の委員の御出席をいただいております。漁業法第145条第1項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長よろしくお願いたします。

議 長
(井貫会長)

それでは、ただいまから第39回の委員会を開会いたします。

協議事項が2件、報告事項が2件とその他となっております。

議事に入る前に本日の議事録署名人を指名させていただきます。細川委員、長塚委員よろしくお願いたします。

両委員

(了 承)

議 長

それでは議事に入ります。まず協議事項(1)の令和5年度増殖実績及び令和6年度目標増殖量等について、相模川漁連と湯河原観光漁協を議題とします。資料内容等について事務局から説明をお願いします。

事) 河野主事

【資料1に基づき説明】

議 長

それでは審議に入りますが、最初に相模川漁連さんの内共第1号、2号及び18号の5年度の増殖実績と6年度の目標増殖量について議題としますので、質問、御意見を願いたします。

安藤委員

資料1-1のやまめですが、稚魚の放流時期の見直しを検討ということなのですが、これがいつからいつでどういう効果があるかというところをもう少しお聞きしたいのと、中津川漁協さんが放流するため放流実績には入らないということですが、当然、公報登載時の放流実績にも入らないため、やらなかったことになってしまうのですけれど、その辺の経緯をもう少し御説明いただきたいです。

議 長

お願いします。

事) 河野主事

稚魚の放流について、7月に実施時期を移動したということなのですが、こちらについては、より効果的な時期に実施したいとの考えで時期を変更したと伺っています。稚魚がある程度の大きさになっていないと食べられてしまうことが多い等の聯合会の会員の方々の御意見等も取り入れて決定されたと伺っております。

また、中津川漁協さんの放流が実績に入っていないという点については、中津川漁協さんとしての資金で行われたということで、理由欄への記載にとどめたいというお話をいただいております。

議 長

よろしいですか。

安藤委員

稚魚放流の意味、なぜ稚魚で放流するのか、なぜ成魚で放流しないのかというのがある、稚魚放流というのをわざわざ分けてやっているわけです。その時に、食べられてしまうからといって稚魚放流の稚魚をだんだん大きくしていったら、全部成魚放流になってしまうので、その辺の考え方と言うのでしょうか、発眼卵放流から成魚放流までである中で、稚魚放流の時期を研究しながらずらしていつているのかどうかです。それを今年は効果としてどうやって見定めていくのか、来年以降はまた時期を変えて大きくしていくのか、小さくしていくのか、単価の問題もあると思うのです。尾数の問題も。

だから、今年は7月でやって、効果がどうこうだから、来年はその結果どうなるというふうに進んでいるのかどうか、その辺が気になるのですけれど。

事) 河野主事

今回の効果について見定めた上で、来年度の時期等については考えたいというお話はいただいております。

安藤委員

そうすると、調査をするということですね。

事) 河野主事

詳しい方法等までは把握していないのですけれども、効果を見て今後については考えたいと伺っております。

安藤委員

わかりました。では来年、この結果、どうだったというお話があると受けとめます。それともう1点よろしいですか。

議 長

どうぞ。

安藤委員

あゆのところ、高橋さんが調査して、その結果実施したということなのですが、この結果についてはもう何か出ているのですか。著しく小さくしたのですけれど、その結果として推定の産卵量がどうだったというようなお話はあるのでしょうか。

事) 河野主事

効果等がどういった状況にあるかは把握しておりません。

安藤委員

その辺が、ものすごく面積が違うので、効果がどうだったという話があって、来年の目標増殖量のところの造成の面積があつてという話だと思うので、そこをやはりしっかり確かめて、その結果、面積をどうするという話をしていかなければいけないのかなと思いますので、今後そこはしっかり漁協さんを指導していただければとは思いますが。すいません、もう一点よろしいでしょうか。

議 長

どうぞ。

安藤委員

手長えびについて、去年散々私がうるさいことを言って、みなみ手長えびまで入れていただいて、発注していただいたということなのですが、やはり現地ではなかなか安定した生産ができていないのでしょうか。私も現地の状

況は全くわからないので、少しでも手に入れば嬉しいなと思ったのですけれど、やはり上手く作れているところがないのですか。

萩原委員

ないですね。

安藤委員

そこは残念ですね。わかりました。

議長

他に何かございますか。

水) 原担当課長

先程のあゆの産卵場造成の関連で、事務局からも内水面試験場が指導するというコメントがありましたとおり、相模川においても初めての試みということで、まずできる範囲ということで極端に小さくなった経過があろうかと思うのですけれども、中身としては、業界の方が高知の先進地視察もされて、どのような造成の仕方がいいのかというところを勉強されたようなので、またその場にも内水面試験場も同行して、最新の方法、技術を取り入れていると伺っておりますので、今回の結果を評価して、来年、より良い形で造成されるものと受け止めています。

安藤委員

コストが今までに比べてどうなるのかというのがよくわからないのですけれど、このような場合、昔から河港課、河川の方の担当、土木の方とやり取りが色々あったかと思うのですけれど、その辺で土木の方のお金も利用して、実験的に産卵所を良くしていくような、もし事業予算があれば、ぜひ引っ張ってこられると良いなと思います。大変だと思うのですけれど、ぜひよろしくをお願いします。

議長

他に何かございますか。ないようでしたら、内共第1号、2号、18号の5年度の増殖実績は了承し、6年度の目標増殖量については原案どおり決定するというところでよろしゅうございますか。

委員一同

(了 承)

議長

では続きまして、湯河原観光漁協さんの内共第6号の増殖実績と目標増殖量について、御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

特に御質問もないようですので、湯河原観光漁協さんの内共第6号の5年度の増殖実績を了承して、令和6年度の目標増殖量については原案どおり決定するというところでよろしゅうございますか。

委員一同

(了 承)

議長

では、そのように決定いたします。なお、資料1-3にあります案のとおり、公表するというところでよろしゅうございますか。

委員一同

(了 承)

議長

それではそのように決定いたします。

続きまして協議事項(2)の、多摩川におけるしじみ採捕の承認について

を議題といたしますが、こちらにつきましては、報告事項（１）の実施結果報告と関連しておりますので、一括して議題といたしますので、事務局から説明をお願いします。

事) 荒井代理
議 長

【資料２及び３に基づき説明】

今事務局から説明がありましたが、何か御質問、御意見ありましたらお願いします。

安藤委員

昨年から何回も言わせていただいて、神奈川県管理水域と分けていただいたのは大変ありがたいのですが、細かいところで恐縮なのですが、１ページの使用する漁具等というところが気になったのですけれども、昨年の申請を多分そのままコピーしているので、スコープが単純に２個と書いてあるのですね。それで後の計画書を見ると、１０ページですけど、大２本、小３本となっているのですね。それで特採を見ると、今度は大２本、小２本になっているのですね。同じ区域で許可を出すのに、このままやってしまうと、委員会指示と特採と計画とそれぞれでスコープの数が違うという話になってしまうので。ちょっとまずいのではないかという気がしたのですけれどもどうですか。１０ページと２７ページですね。

事) 河野主事
議 長

申請者に確認いたします。

しじみを取るのは２本で、特採は他にもありますということではないのでしょうか。

安藤委員

それはちょっとわからないので、ぱっと見ると本数がみんな違うものですかからどうなのかなと。

議 長

特段説明はないですね。

安藤委員

ふるいも２個と１個になっていますね。

議 長

推測すればそのような感じだと思いますが、改めて確認をお願いいたします。他に何か御意見ありませんか。

安藤委員

あとちょっといいですか。

議 長

どうぞ。

安藤委員

この特別採捕許可証について、委員会がどうこう言うことはないのですけれど、これは全くこの調査のために出された特別採捕許可証なのではないでしょうか。

水) 中川技師

水産課中川から回答させていただきます。おっしゃるとおり、この調査のために、この会社さんが申請をして、許可をしているところです。

安藤委員

そうですか。それではこの調査の区域は海面ですか、内水面ですか。というのは、特採で言っている調整規則の３８条１項、４１条１項というのは、例

えば 38 条にはしじみは入っていないし、あと 41 条については海面においてという限定がついているのですね。そうすると調査の地点と内容からして、これがちょっとどう絡んでくるのかがよくわからなかったものですから、御説明いただければと思ったのですけれども。

水) 中川技師 水産課から回答させていただきます。まず、漁業調整規則で 38 条については、採捕してはいけない水産動植物のサイズや時期が定められている条項でございます。こちらについては、この調査にあたって、そういった採捕できない生き物がとれる可能性があるということで入れているものでございます。

安藤委員 しじみとは関係なしにということですね。

水) 中川技師 はい。41 条につきましては、海面において、漁業者以外の方が使って良い漁具、漁法というものが規定されているものでございまして、こちらにつきましては、この採捕区域が海面に当たる可能性があるということで、入れているというものになります。

安藤委員 それで最初にここは海面ですかとお聞きしたのですけれども、海面に当たるという解釈で出したということですか。

水) 中川技師 おっしゃるとおりでございます。

議 長 よろしいですか。

安藤委員 はい。

議 長 他に何かございますか。ないようでしたら、昨年の承認に対する結果、資料 3 について了承し、資料 2 の新たな申請については、資料の 30 ページにあります案のとおり承認をするということでよろしゅうございますか。

委員一同 (了 承)

議 長 ではそのように決定いたします。では続いて報告事項(2)の、令和 6 年のアユの遡上状況についてを議題としますので、事務局から説明をお願いします。

事) 河野主事 【資料 4 に基づき説明】

議 長 事務局から報告の説明がありましたが何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。よろしいですか。では本件は報告事項ですので了承ということでよろしいでしょうか。

委員一同 (了 承)

議 長 ではそのようにいたします。

他に何か、委員の皆様方で御発言あれば。よろしいですか。事務局、水産課、何かありますか。

ないようでしたら、これで本日の委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。